

昭和60年12月26日 規則第19号

茅ヶ崎市建築確認等取扱規則

平成23年4月1日施行

茅ヶ崎市

都市部 建築指導課

○茅ヶ崎市建築確認等取扱規則

昭和60年12月26日
規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)、茅ヶ崎市建築基準条例(平成22年茅ヶ崎市条例第47号。以下「条例」という。))及び茅ヶ崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成3年茅ヶ崎市条例第4号。以下「地区計画条例」という。))に定めるもののほか、建築確認等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第2条 条例又は地区計画条例の規定により許可を受けようとする者は、許可申請書(第1号様式)の正本及び副本に、それぞれ、次の表(条例第8条ただし書、第9条ただし書、第31条第3項及び第37条第3項の許可申請に係るもの)にあっては、同表中「並びに敷地の接する道路の位置及び幅員」とあるのは、「敷地の接する道路の位置及び幅員並びに敷地の周囲の空地等の配置」とする。)に掲げる図面その他審査に必要な図書を添えて市長に提出しなければならない。

図面の種類	明示しなければならない事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びびさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ

2 省令第10条の4第1項の規定により市長が定める図書又は書面は、前項の表(法第43条第1項ただし書の許可申請に係るもの)にあっては、同表中「並びに敷地の接する道路の位置及び幅員」とあるのは、「敷地の接する道路の位置及び幅員並びに敷地の周囲の空地等の配置」とする。)に掲げる図面その他審査に必要な図書とする。

3 省令第10条の4第4項の規定により市長が定める図書又は書面は、次の表に掲げる図面その他審査に必要な図書とする。

図面の種類	明示しなければならない事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別(申請に係る工作物が政令第138条第3項第2号ハからチまでに掲げるものである場合には、当該工作物と建築物との別を含む。)
平面図又は横断面図	縮尺及び主要部分の寸法
側面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ及び主要部分の寸法

4 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、許可をするときは許可通知書(許可申請書の副本をいう。)によりその旨を、許可をしないときはその旨及び許可をしない理由を申請者に通知するものとする。

(認定申請)

第3条 省令第10条の4の2第1項の規定により市長が定める図書又は書面は、前条第1項の表に掲げる図面その他審査に必要な図書とする。

(確認申請書に添付する図書)

第4条 地区計画条例第3条に規定する地区整備計画区域内の建築物に係る確認申請書には、次に掲げる図書を添えなければならない。ただし、法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物に係るものにあつては、省令第1条の3第1項の規定により添付する図書と併用し、又は併せて作成することができる。

(1) 省令第1条の3第1項の表一の(ろ)項に規定する2面以上の立面図

(2) 建築物に附属するへい又は門の断面図(縮尺及び材質を明示したもの)

2 法第48条第1項から第12項まで(法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に適合しない既存建築物で、法第86条の7の規定により政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合又は地区計画条例第4条の規定に適合しない既存建築物で、地区計画条例第14条第1項で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、確認申請書に基準時における配置図、平面図、立面図及びその他審査に必要な図書を添えて建築主事に提出するものとする。

(磁気ディスク等による手続ができる区域等)

第5条 省令第11条の3第1項の規定により磁気ディスク等による手続ができる区域は、茅ヶ崎市全域とする。

2 省令第11条の3第1項の規定により市長が定める方法は、市長が別に定めるプログラムを使用する方法とする。

3 省令第11条の3第1項及び第2項の規定により市長が定める磁気ディスク等は、フレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。)とする。

(工事監理者・工事施工者決定届)

第6条 建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」という。)は、建築物、建築設備又は工作物(以下「建築物等」という。)の確認申請書を提出する場合において、工事監理者又は工事施工者を定めていないときは、当該工事に着手する前に工事監理者又は工事施工者を定め、工事監理者・工事施工者決定届(第2号様式)2通に確認済証(工事監理者が一級建築士、二級建築士又は木造建築士(以下「建築士」という。))である場合にあっては、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明証、二級建築士免許証明証若しくは木造建築士免許証明証(以下「建築士免許証等」という。)の写し及び確認済証)を添えて建築主事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、建築主事は、届出書の1通に提出があった旨の記載をして、建築主等に通知するものとする。(軽微な変更届)

第7条 建築主等は、省令第3条の2に規定する軽微な変更をするときは、軽微な変更届(第3号様式)2通に確認済証及び計画変更の部分に記載した図書を添えて建築主事に提出しなければならない。

2 建築主等は、許可、認定又は仮使用の承認を受けた建築物等で、その工事完了前に当該建築物等の計画の変更(変更後も許可、認定又は仮使用の承認の基準に適合することが明らかでないものに限る。)をしようとするときは、軽微な変更届2通に許可、認定又は仮使用の承認を受けたことを証する書類及び計画変更の部分に記載した図書を添えて市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、市長又は建築主事は、届出書の1通に提出があった旨の記載をして、建築主等に通知するものとする。

(名義変更届)

第8条 建築主等は、確認、許可、認定又は仮使用の承認(以下「確認等」という。)を受けた建築物等で、その工事完了前に建築主等若しくはその代理者又は工事監理者若しくは工事施工者を変更しようとするときは、名義変更届(第4号様式)2通に確認等を受けたことを証する書類(変更に係る工事監理者が建築士である場合にあっては、建築士免許証等の写し及び確認等を受けたことを証する書類)を添えて、確認に係る場合においては建築主事に、その他の場合にあっては市長に届け出るものとする。

2 前項の場合において、市長又は建築主事は、届出書の1通に提出があった旨の記載をして、建築主等に通知するものとする。

(取下届及び取りやめ届)

第9条 建築主等は、確認等、完了検査(法第7条第1項に規定する検査をいう。以下同じ。)、中間検査(法第7条の3第1項に規定する検査をいう。以下同じ。))又は道路の位置の指定に係る申請を取り下げようとするときは、取下届(第5号様式)2通を、確認、完了検査又は中間検査の申請の取下げ

にあっては建築主事に、その他の取下げにあっては市長に提出するものとする。

- 2 確認等を受けた者が、当該確認等に係る工事又は用途変更の全部又は一部を取りやめたときは、取りやめ届（第6号様式）2通に確認等を受けたことを証する書類及び取りやめた部分を表す図書（一部を取りやめた場合に限る。）を添えて、確認に係る工事又は用途変更の取りやめにあっては建築主事に、その他の取りやめにあっては市長に届け出るものとする。

- 3 前2項の場合において、市長又は建築主事は、届出書の1通に提出があった旨の記載をして建築主等に通知するものとする。

（工事監理報告）

第10条 工事監理者（工事監理者を定めない場合にあっては、工事施工者）は、建築物等の工事が完了した場合又は特定工程に係る工事が終了した場合において、当該建築物等の工事の施工状況及び監理の結果に関して建築主事が必要があると認めるときは、完了検査又は中間検査の申請が行われる際に、建築主事が必要と認める図書により報告しなければならない。（中間検査に必要な書類）

第11条 法第6条第1項第1号及び第4号に掲げる建築物に係る中間検査において、省令第4条の8第1項第5号に規定する規則で定める書類は、土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びこれらの部材の相互の接合の仕方を明示した図書とする。

（標識の様式）

第12条 法第9条第13項に規定する標識は、第7号様式とする。

（定期報告を必要とする建築物の指定等）

第13条 法第12条第1項の規定により市長が指定する建築物は、次の各号に掲げる用途に供する建築物（第3号から第5号までに掲げる用途に供する建築物にあっては、それぞれ2以上の階数を有し、かつ、当該用途に供する部分が避難階以外の階に及びものに限る。）で、その用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ当該各号に定める床面積を超えるものとする。

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場及び公会堂 100平方メートル（屋外観覧場にあっては、1,000平方メートル）
- (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 500平方メートル
- (3) ホテル及び旅館 300平方メートル
- (4) 政令第19条第1項に規定する児童福祉施設等（入所者のための宿泊施設を備えるものに限る。） 300平方メートル
- (5) 病院 300平方メートル

2 省令第5条第1項の規定による報告の時期は、毎年、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 法の規定による検査済証の交付を受けた建築物 当該検査済証の交付を最初に受けた日の属する月と同じ月
- (2) 法の施行の際現に存する建築物 1月から6月までの任意の月。ただし、最初に報告を行った年の翌年以降においては、最初に報告を行った日の属する月と同じ月とする。

3 法第12条第1項の規定による調査は、報告の日前1月以内に行つたものでなければならない。

4 省令第6条の3第5項第2号の規定により市長が定める同条第2項第7号に掲げる書類の保存期間は、法第12条第1項の規定による報告を受けた日の属する年度の翌年度から起算して3年間とする。

（定期報告を必要とする建築設備等の指定等）

第14条 法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により市長が指定する建築設備及び昇降機（以下「建築設備等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備であって、前条第1項第1号、第4号及び第5号に掲げる用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は同項第2号に掲げる用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものに設置されたもの
- (2) 排煙機を設けた排煙設備及び非常用の照明装置であって、前条第1項各号に掲げる用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるものに設置されたもの
- (3) 小荷物専用昇降機で建築物に設置されたもの（一戸建の住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設置されたものを除く。）
- (4) エレベーター（かごの積載荷重が1トン以上のエレベーターで労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第

1号から第5号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分に設置され、専ら貨物等の運搬の用途に供されるものを除く。）及びエスカレーターで建築物に設置されたもの（一戸建の住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設置されたものを除く。）並びに政令第138条第2項第1号に規定する乗用エレベーター及びエスカレーター

- (5) 政令第138条第2項第2号に掲げるウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設及び同項第3号に掲げるメリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

2 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、毎年、次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 法の規定による検査済証の交付を受けた建築設備等 当該検査済証の交付を最初に受けた日の属する月と同じ月
- (2) 法の施行の際現に存する建築設備等 1月から6月までの任意の月。ただし、最初に報告を行った年の翌年以降においては、最初に報告を行った日の属する月と同じ月とする。

3 法第12条第3項の規定による検査は、報告の日前1月以内に行つたものでなければならない。

4 省令第6条の3第5項第2号の規定により市長が定める同条第2項第8号に掲げる書類の保存期間は、法第12条第3項の規定による報告を受けた日の属する年度の翌年度から起算して3年間とする。

（計画通知への準用）

第15条 第6条から第9条までの規定は、法第18条（法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による手続について準用する。

（垂直積雪量）

第16条 政令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量は、30センチメートルとする。

（道路の位置の指定申請）

第17条 法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書（第8号様式）及び承諾書（第9号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 指定を受けようとする道路の敷地となる土地の登記事項証明書
- (2) 承諾書に押印した者の印鑑登録証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 省令第9条の表に定める地籍図（第10号様式）は、次の表に掲げる図面により作成しなければならない。ただし、図面に明示しなければならない事項が他の図面に明示されている場合においては、その図面をもって当該図面に代えることができる。

図面の種類	明示しなければならない事項
現況図	1 指定を受けようとする道路及びその道路を利用しようとする敷地（以下「計画敷地」という。） 2 計画敷地の周辺の道路、水路等の位置及びこれらの土地の地盤高 3 計画敷地境界線 4 計画敷地内の建築物及び工作物の位置
公図の写し	1 計画敷地内の土地及び計画敷地の周辺の土地の境界、地番及び地目並びにこれらの土地の所有者の氏名 2 計画敷地境界線 3 計画敷地内の土地、建築物又は工作物に関して権利を有する者の氏名
求積図	計画敷地の求積図
敷地計画図	1 指定を受けようとする道路の位置、延長、幅員、構造及び勾こう配 2 計画敷地境界線、計画敷地内の宅地割及び宅地の地盤高並びに擁壁の位置及び構造 3 計画敷地内及び計画敷地の周辺の既存道路の位置（都市計画として決定した計画道路を含む。） 4 計画敷地の周辺の地形及び地物
排水計画図	1 指定を受けようとする道路の位置

	2 計画敷地境界線 3 計画敷地内の側溝並びに下水管の位置及び構造 4 排水流末の処理方法
高低測量図	1 等高線（２メートル以下の標高差を示すものとする。） 2 計画敷地境界線 3 指定を受けようとする道路の位置 4 既存道路の位置

3 市長は、第1項の規定による申請に基づき指定をした場合は、道路位置指定通知書により申請者に通知するものとする。（道路等の変更及び廃止の申請）

第18条 法第42条第1項第2号、第3号及び第5号並びに第2項の規定による私道の変更又は廃止を受けようとする者は、道路位置変更・廃止申請書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、前条の規定を準用する。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、道路位置変更・廃止通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、道路の位置の指定を変更し、又は廃止したときは、その旨を公告しなければならない。

（開発区域内等の私道の変更又は廃止の特例）

第19条 次の各号のいずれかに該当する行為又は事業に係る前条第1項の規定による私道の変更又は廃止については、法第43条第1項又は条例第9条の規定に抵触する敷地を生ずる場合を除き、当該行為若しくは事業に係る工事の着手又は路線の認定をもって前条第1項の規定による申請書の提出及び同条第2項の規定による通知が行われたものとみなす。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第35条の2第1項の許可に係る開発行為又は同法第65条第1項の許可に係る行為

(2) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業

(3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業

(4) 道路法（昭和27年法律第180号）による道路の新設若しくは改築又は路線の認定（道路とみなされる道の指定）

第20条 法第42条第2項の規定により市長が指定する道は、法第3章の規定が適用されるに至った際に現に建築物が立ち並んでいる幅員が4メートル未満1.8メートル以上の道とする。

（建ぺい率の緩和）

第21条 法第53条第3項第2号の規定により指定する敷地は、幅員がそれぞれ4メートル以上である2以上の道路（法第42条第2項の規定により指定された道と同項の規定により道路境界線とみなされる線との間に存する当該敷地の部分を道路として築造しないものを除く。以下この条において同じ。）に接し、かつ、敷地境界線の10分の3以上がこれらの道路に接する敷地であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、これらの道路が交差し、又は折れ曲る場合において、その部分の内角が120度を超えるときは、その道路は、2以上の道路とみなさない。

(1) 接する道路の幅員の和が10メートル以上である敷地

(2) 接する道路の幅員の和が10メートル未満である敷地にあつては、道路が当該敷地を挟む角を頂点とする長さ2メートル以上の底辺を有する二等辺三角形（当該敷地を挟む道路が法第42条第2項の規定により指定された道ときは、同項の規定により道路の境界線とみなされる線による二等辺三角形）の隅切部分の敷地を道路状に整備した敷地

2 前項の規定の適用については、敷地が公園、広場、水面その他これらに類するもの（以下この項において「公園等」という。）に接する場合においては、その公園等を前項に規定する道路の1とみなし、前面道路の反対側に公園等がある場合においては、その公園等の反対側の境界線までを当該前面道路の幅員とみなして同項の規定を適用する。

（建築物の後退距離の算定の特例）

第22条 政令第130条の1第2第5号の規定により市長が定める建築物の部分は、当該敷地内の建築物の一部で、法第44条第1項第4号の規定による許可を受けた公共用歩廊その他政令第145条第2項に規定する建築物に接続する部分とする。

（建築協定の認可の申請）

第23条 法第70条第1項の規定により建築協定の認可を受けようとする者の代表者は、建築協定（変更・廃止）認可申請書（第12号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 法第70条第1項に規定する建築協定書
(2) 建築協定をしようとする理由書
(3) 建築協定区域及び建築物に関する基準並びに建築協定と関係のある地形及び地物の概略を表示した図面
(4) 公図の写し及び付近見取図

(5) 土地の所有者等（法第69条に規定する土地の所有者等（法第77条の規定による建築物の借主を含む。）をいう。以下同じ。）の全員の住所、氏名及び建築協定に関する合意を証する書面並びに印鑑登録証明書その他これに準ずるものとして市長が認める書類
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 法第76条の3第2項に規定する建築協定の認可の申請は、前項の規定を準用する。

3 法第74条第1項又は第76条第1項（法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）に規定する建築協定の変更又は廃止の認可の申請は、第1項の規定を準用する。

4 市長は、前3項の規定による申請に基づき認可した場合は、建築協定認可通知書により申請者に通知するものとする。（借地権が消滅した場合等の届出）

第24条 法第74条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、借地権消滅等届（第13号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 法第74条の2第1項に規定する場合にあつては、借地権が消滅したことを証する書面及びその借地権の目的となっていた土地の位置を表示する図面

(2) 法第74条の2第2項に規定する場合にあつては、換地処分を証する書面及び仮換地として指定されていた土地の位置を表示する図面

（建築協定に加わる場合の届出）

第25条 法第75条の2第1項の規定により建築協定に加わろうとする者は、建築協定加入届（第14号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 建築協定に加わる旨の意思を表示した書類（記名押印したものに限る。次項第2号において同じ。）及び印鑑登録証明書その他これに準ずるものとして市長が認める書類

(2) 当該土地の登記事項証明書又はこれに代わるもの

(3) 当該土地の位置を表示する図面

2 前項の場合において、建築協定に加わろうとする者が土地の共有者であるときは、その代表者が、建築協定加入届に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) すべての土地の共有者の氏名及び住所を記載した書類

(2) 建築協定に加わる旨の意思を表示した書類及び印鑑登録証明書その他これに準ずるものとして市長が認める書類

(3) 当該土地の登記事項証明書又はこれに代わるもの

(4) 当該土地の位置を表示する図面

3 法第75条の2第2項の規定により建築協定隣接地の区域内の土地に係る土地の所有者等で建築協定に加わろうとするものは、建築協定加入届に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 当該土地の地名地番並びにこれに対応するすべての土地の所有者等の氏名及び住所を記載した書類

(2) 土地の所有者等（建築協定に加わることに合意する者に限る。）の建築協定に加わることに合意を証する書類及び印鑑登録証明書その他これに準ずるものとして市長が認める書類

(3) 土地の所有者等の当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれらに代わるもの

（一人建築協定が効力を有することとなった場合の届出）

第26条 法第76条の3第2項の規定により建築協定の認可を受けた

者は、同条第5項の規定により当該建築協定が効力を有することとなったときは、直ちに一人建築協定が効力を有することとなった旨の届（第15号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 新たに土地の所有者等となった者の土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれらに代わるもの

(2) 当該土地の位置を表示する図面

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に法及び神奈川県建築基準法施行細則（昭和37年神奈川県規則第97号）の規定により神奈川県知事又は神奈川県建築主事に対してなされた申請その他の行為は、茅ヶ崎市長又は茅ヶ崎市建築主事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成3年規則第19号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年規則第15号）

（施行期日）

1 この規則は、平成5年6月25日から施行する。

（経過措置）

2 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成5年6月25日）から同法第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定の告示の日までの間は、第3条第3項中「法第48条第1項から第12項まで」とあるのは、「改正法第2条の規定による改正前の法第48条第1項から第8項まで」と読み替えるものとする。

附 則（平成8年規則第14号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第14号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第25号）

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年規則第35号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の茅ヶ崎市建築確認等取扱規則第19条の3及び第19条の4の規定は、この規則の施行の前日に確認の申請があったものについては、適用しない。

附 則（平成12年規則第11号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第19号）

この規則は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）の施行の日から施行する。

附 則（平成15年規則第2号）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の茅ヶ崎市建築確認等取扱規則の規定により申請その他の手続をしたものは、この規則の相当規定により申請その他の手続をしたものとみなす。

附 則（平成15年規則第34号）

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第32号）

この規則は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成16年法律第67号）の施行の日（平成17年6月1日）から施行する。

附 則（平成17年規則第66号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第6号）

1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。

2 第1条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の茅ヶ崎市建築確認等取扱規則の様式の規定により作成されてい

る帳票は、必要な調整を加えて、なお当分の間使用することができる。

3 第2条の規定による改正後の茅ヶ崎市建築確認等取扱規則第20条の規定は、第2条の規定の施行の日以後に、建築主が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定により確認の申請書を建築主事（同法第6条の2第1項に規定する国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者を含む。）に提出する場合又は同法第18条第2項の規定により計画を建築主事に通知する場合について適用する。

附 則（平成20年規則第15号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第41号）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の茅ヶ崎市建築確認等取扱規則の様式の規定により作成されている帳票は、必要な調整を加えて、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成22年規則第45号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（第1面）
許可申請書

茅ヶ崎市建築基準条例 第 条第 項
茅ヶ崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第 条第 項 の規定による

許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（あて先）茅ヶ崎市長

年 月 日

申請者氏名



【1 申請者】

- (1) 氏名のふりがな
- (2) 氏名
- (3) 郵便番号
- (4) 住所
- (5) 電話番号

【2 設計者】

- (1) 資格 () 建築士 () 登録第 号
- (2) 氏名
- (3) 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- (4) 郵便番号
- (5) 所在地
- (6) 電話番号

※手数料欄		
※受付欄	※消防関係同意欄	※許可欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
担当者		担当者

建築物及びその敷地に関する事項

【1 地名地番】

【2 住居表示】

【3 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4 その他の区域、地域、地区、街区】

【5 道路】

- (1) 幅員
(2) 敷地と接している部分の長さ

【6 敷地面積】

- (1) 敷地面積 ア () () () ()
イ () () () ()
(2) 用途地域等 () () () ()
(3) 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率
() () () ()
(4) 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率
() () () ()
(5) 敷地面積の合計 ア
イ
(6) 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値
(7) 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値
(8) 備考

【7 主要用途】 (区分)

【8 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【9 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
(1) 建築面積 () () ()
(2) 建ぺい率

【10 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
(1) 建築物全体 () () ()
(2) 地階の住宅の部分 () () ()
(3) 共同住宅の供用の廊下等の部分
() () ()
(4) 自動車車庫等の部分 () () ()
(5) 住宅の部分 () () ()
(6) 延べ面積 () () ()
(7) 容積率

【11 建築物の数】

- (1) 申請に係る建築物の数
(2) 同一敷地内の他の建築物の数

【12 工事着手予定年月】 年 月

【13 工事完了予定年月】 年 月

【14 その他必要な事項】

【15 備考】

建築物別概要

【1 番号】

【2 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3 構造】

造 一部 造

【4 高さ】

- (1) 最高の高さ
- (2) 最高の軒の高さ

【5 床面積】

(1) 階別用途別

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()

(2) 用途別

(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()

【6 その他必要な事項】

【7 備考】

- 備考 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
- 2 申請者が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 第2面の【6 敷地面積】の欄アは、建築物の敷地が、用途地域が異なる地域等の場合においては、それぞれの地域、地区又は区域ごとに、それぞれの地域等に対応する敷地の面積を記入してください。同欄イは、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、同欄アで記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- 4 この申請書は、2通提出し、次に掲げる図書を添付してください。
- (1) 付近見取図
 - (2) 配置図
 - (3) 各階平面図
 - (4) 2面以上の立面図
 - (5) 2面以上の断面図
 - (6) その他市長が必要と認める図書
- 5 ※印の欄には、記入しないでください。

工事監理者・工事施工者決定届

		年 月 日	
(あて先)茅ヶ崎市建築主事			
		建築主、設置者又は築造主 住所又は所在地 氏名 ㊟ (法人にあっては、名称及び代表者氏名)	
次のとおり工事監理者・工事施工者を定めたので、関係図書を添えて届け出ます。			
1 確認年月日及び番号	年 月 日 第 号		
2 敷地の地名地番	茅ヶ崎市		
3 工事監理者	代表となる工事監理者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所登録 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 建築士事務所名 郵便番号 所在地 電話番号 工事と照合する設計図書	
	その他の工事監理者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所登録 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 建築士事務所名 郵便番号 所在地 電話番号 工事と照合する設計図書	
4 工事施工者	氏名 建設業の許可 () 第 号 営業所名 郵便番号 所在地 電話番号		
※受付欄		※本件受理しました。 年 月 日 茅ヶ崎市建築主事 ㊟	

備考 1 この届出書は、2通提出し、次に掲げる図書を添付してください。

(1) 確認済証

(2) 工事監理者が一級建築士、二級建築士又は木造建築士である場合にあっては、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明証、二級建築士免許証明証若しくは木造建築士免許証明証の写し

2 3欄の「その他の工事監理者」については、必要に応じて適宜別紙を使用してください。

3 ※印の欄には、記入しないでください。

名義変更届

		年 月 日	
(あて先)茅ヶ崎市長 茅ヶ崎市建築主事		建築主、設置者又は築造主 住所又は所在地 氏名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者氏名)	
次のとおり名義を変更したいので、関係図書を添えて届け出ます。			
1 確認等の種類	<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 仮使用の承認		
2 確認等の年月日及び番号	年 月 日 第 号		
3 敷地の地名地番	茅ヶ崎市		
4 変更後の建築主、設置者又は築造主	ふりがな 氏名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 郵便番号 住所又は所在地 電話番号		
5 変更後の代理人	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所登録 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 建築士事務所名 郵便番号 所在地 電話番号		
6 変更後の工事監理者	代表となる工事監理者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所登録 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 建築士事務所名 郵便番号 所在地 電話番号 工事と照合する設計図書	
	その他の工事監理者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所登録 () 建築士事務所 () 知事登録第 号	

	建築士事務所名 郵便番号 所在地 電話番号 工事と照合する設計図書
7 変更後の工事施工者	氏名 建設業の許可 () 第 号 営業所名 郵便番号 所在地 電話番号 ()
8 変更理由	
※受付欄	※本件受理しました。 年 月 日 印

- 備考 1 この届出書は、2通提出し、次の掲げる図書を添付してください。
- (1) 確認済証又は許可、認定若しくは仮使用承認通知書
 - (2) 変更に係る工事監理者が一級建築士、二級建築士又は木造建築士である場合にあっては、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明証、二級建築士免許証明証若しくは木造建築士免許証明証の写し
 - (3) 代理者を変更する場合にあっては、建築主、設置者又は築造主の委任状
- 2 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 - 3 4欄から7欄で記入しない欄は、斜線で抹消してください。
 - 4 6欄の「その他の工事監理者」については、必要に応じて適宜別紙を使用してください。
 - 5 ※印の欄には、記入しないでください。

取下届

年 月 日	
(あて先)茅ヶ崎市長 茅ヶ崎市建築主事 <div style="text-align: center;"> 建築主、設置者又は築造主 住所又は所在地 氏名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者氏名) </div>	
次の申請は、取り下げたいので、届け出ます。	
1 申請の種類	<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 仮使用の承認 <input type="checkbox"/> 完了検査 <input type="checkbox"/> 中間検査 <input type="checkbox"/> 道路の位置の指定 <input type="checkbox"/> 道路の廃止 <input type="checkbox"/> 道路の変更
2 申請年月日	年 月 日
3 敷地の地名地番	茅ヶ崎市
4 取下げの理由	
※受付欄	※本件受理しました。 <div style="text-align: right;"> 年 月 日 印 </div>

- 備考 1 この届出書は、2通提出してください。
 2 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 3 ※印の欄には、記入しないでください。

取りやめ届

年 月 日	
(あて先)茅ヶ崎市長 茅ヶ崎市建築主事	
建築主、設置者又は築造主 住所又は所在地 氏名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者氏名)	
次の申請は、取りやめたので、関係図書を添えて届け出ます。	
1 申請の種類	<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 仮使用の承認
2 確認等の年月日及び番号	年 月 日 第 号
3 敷地の地名地番	茅ヶ崎市
4 取りやめの部分	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（別紙のとおり）
5 取りやめの理由	
※受付欄	※本件受理しました。 年 月 日 <div style="text-align: right;">印</div>

- 備考 1 この届出書は、2通提出し、確認済証又は許可、認定若しくは仮使用承認通知書及び取りやめた部分を表す図書（一部を取りやめた場合に限る。）を添付してください。
- 2 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 3 ※印の欄には、記入しないでください。

道路位置指定申請書

(あて先)茅ヶ崎市長 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> <div style="text-align: center;"> 申請者 住所又は所在地 氏名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 電話番号 () </div> <p>建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けたいので、関係図書を添えて申請します。</p>	
1 築造主	ふりがな 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 郵便番号 住所又は所在地 電話番号
2 代理者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所登録 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 建築士事務所名 郵便番号 所在地 電話番号
3 指定を受けようとする道路の敷地となる土地	地名地番 茅ヶ崎市 地目
4 指定を受けようとする道路	幅員 m 延長 m
5 指定を受けようとする道路の境界標示方法	<input type="checkbox"/> 側溝 <input type="checkbox"/> 縁石 <input type="checkbox"/> その他 ()
6 道路築造着手の予定年月日	年 月 日
7 道路築造完了の予定年月日	年 月 日
※手数料欄	※指定欄 年 月 日
※受付欄	第 号
年 月 日	※公告欄 年 月 日
第 号	第 号
担当者	担当者

- 備考 1 この申請書は、2通提出し、次に掲げる図書を添付してください。
- (1) 承諾書（第9号様式）
 - (2) 地籍図（第10号様式）
 - (3) 指定を受けようとする道路の敷地となる土地の登記事項証明書
 - (4) 承諾書に押印した者の印鑑登録証明書
 - (5) その他市長が必要と認める図書
- 2 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
- 3 ※印の欄には、記入しないでください。

承諾書

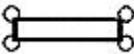
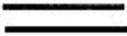
年 月 日		
<p>(申請者氏名)</p> <p>----- 申請に係る申請書及び添付図書に記載のとおり、道路の位置の指定 変更 廃止 については、</p> <p>異議ありません。</p>		
<p>承諾者</p> <p>住所又は所在地</p> <p>氏名 ㊟</p> <p>(法人にあつては、名称及び代表者氏名)</p>		
<p>1 道路となる敷地に 関係のある権利の 対象となる物件</p>	<p>2 1 欄の土地、建築物又は工作物の所在地</p>	<p>3 権利の種別</p>
	茅ヶ崎市	

- 備考 1 1 欄には、土地、住宅、工場、広告塔等の区別を記入してください。
- 2 変更又は廃止の申請にあつては、1 欄を申請に係る道路に関係のある権利の対象となる物件と読み替えて記入してください。
- 3 3 欄には、所有権、賃借権等の区別を記入してください。
- 4 実印又は登記所に提出された代表者の印鑑を押印してください。

地籍図（ ）

指定年月日	
指定番号	
公告年月日	
公告番号	
図面作製者 住所・氏名	㊞

凡例

	方位
	申請道路
	既存道路
	指定済道路（指定年月日及び番号を記入のこと）
	廃止される道路
	都市計画道路
	予定道路
	下水道
	地番境
	敷地境
	既存建築物

- 備考 1 図面の大きさは、日本工業規格A列2番以上（公図の写しを除く。）としてください。
 2 単位は、メートル（小数点以下第2位まで）としてください。
 3 太枠内は、記入しないでください。

道路位置変更・廃止申請書

(あて先)茅ヶ崎市長		年 月 日	
		申請者 住所又は所在地 氏名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 電話番号 ()	
建築基準法第42条第 項第 号の規定による道路の 変更・廃止 を受けたいので、関係図書を添えて申請します。			
1 築造主	ふりがな 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 郵便番号 住所又は所在地 電話番号		
2 代理者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所登録 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 建築士事務所名 郵便番号 所在地 電話番号		
3 変更又は廃止前の道路	地名地番	茅ヶ崎市	
	地目		
	幅員	m	
	延長	m	
	指定年月日及び番号	年 月 日 第 号	
4 変更後の道路	地名地番	茅ヶ崎市	
	地目		
	幅員	m	
	延長	m	
	道路の境界標示方法	<input type="checkbox"/> 側溝 <input type="checkbox"/> 縁石 <input type="checkbox"/> その他 ()	
5 変更・廃止を受けようとする理由			

※手数料欄		※指定欄	年 月 日
※受付欄			第 号
年 月 日		※公告欄	年 月 日
第 号		第 号	
担当者		担当者	

備考 1 この申請書は、2通提出し、次に掲げる図書を添付してください。

- (1) 承諾書（第9号様式）
 - (2) 地籍図（第10号様式）
 - (3) 変更しようとする道路の敷地となる土地の登記事項証明書
 - (4) 承諾書に押印した者の印鑑登録証明書
 - (5) その他市長が必要と認める図書
- 2 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 3 ※印の欄には、記入しないでください。

建築協定（変更・廃止）認可申請書

年 月 日							
(あて先)茅ヶ崎市長							
申請者 住所又は所在地 氏名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 電話番号 ()							
建築基準法第 条第 項の規定による認可を受けたいので、関係図書を添えて申請します。							
1 建築協定の概要	建築協定の名称						
	区域の地名地番	茅ヶ崎市					
	建築物に関する協定事項	建築物の <input type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 位置 <input type="checkbox"/> 構造 <input type="checkbox"/> 用途 <input type="checkbox"/> 形態 <input type="checkbox"/> 意匠 <input type="checkbox"/> 設備 に関する基準					
	有効期間	年					
	協定違反があつた場合の措置						
2 用途地域							
3 防火地域		<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし					
4 その他の区域等							
5 協定区域の面積、規模及び敷地面積との比		宅地	道路	その他	合計	区画数	
		m ²	m ²	m ²	m ²		100%
		%	%	%	%		
6 土地所有者等の人数		土地所有者	建築物の所有を目的とする		法第77条の規定による建築物の借主	合計	
			地上権者	借地権者			
		()人	()人	()人	()人	()人	
7 変更又は廃止にあつてはその理由							
※受付欄		※経過			※認可公告欄		

年 月 日	縦覧	年 月 日
第 号		第 号
担当者	意見の聴取	担当者

備考 1 次に掲げる図書を添付してください。

- (1) 建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項に規定する建築協定書
 - (2) 建築協定をしようとする理由書
 - (3) 建築協定区域及び建築物に関する基準並びに建築協定と関係のある地形及び地物の概略を表示した図面
 - (4) 公図の写し及び付近見取図
 - (5) 土地の所有者等の全員（廃止の場合にあっては、過半数）の住所、氏名及び建築協定に関する合意を証する書面並びに印鑑登録証明書その他これに準ずるものとして市長が認める書面
 - (6) その他市長が必要と認める図書
- 2 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 3 廃止の認可の申請の場合は、6欄の()内に協定区域内の土地所有者等のうち合意者の人数を記入して下さい。
- 4 ※印の欄には、記入しないでください。

借地権消滅等届

年 月 日	
(あて先)茅ヶ崎市長 <div style="text-align: center;"> 届出者 住所又は所在地 氏名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 電話番号 () </div>	
次のとおり 借地権が消滅した 換地計画において換地及び土地の共有持分が定められなかった ので、建築基準法第7 4条の2第3項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。	
1 建築協定の名称	
2 建築協定の認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号
3 借地権の消滅等があった土地	地名地番 茅ヶ崎市
	面積 ㎡
4 土地の所有者	ふりがな 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 郵便番号 住所又は所在地 電話番号
※受付欄	※公告欄
年 月 日	年 月 日
第 号	第 号
担当者	担当者

- 備考 1 次に掲げる図書を添付してください。
- (1) 借地権が消滅したことを証する書面又は換地処分を証する書面
 - (2) 当該土地の位置を表示する図面
- 2 3欄は、仮換地として指定された土地の場合には、仮換地の地名地番を記入してください。
- 3 4欄は、借地権が消滅した場合に届け出るときに記入してください。
- 4 ※印の欄には、記入しないでください。

建築協定加入届

年 月 日				
(あて先)茅ヶ崎市長				
届出者 住所又は所在地 氏名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 電話番号 ()				
次のとおり建築協定に加入したいので、建築基準法第75条の2第 項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。				
1 建築協定の名称				
2 建築協定の認可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
3 土地の概要	地名地番	茅ヶ崎市		
	面積	㎡		
4 土地所有者等の人数	土地所有者	建築物の所有を目的とする 地上権者	法第77条の規定による建築物の借主 借地権者	合計
	人	人	人	人
※受付欄				※公告欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
担当者				担当者

- 備考 1 次に掲げる図書を添付してください。
- (1) 建築基準法（以下「法」という。）第75条の2第1項の規定により届け出る場合にあっては、建築協定に加わる旨の意思を表示した書類
 - (2) 法第75条の2第2項の規定により届け出る場合にあっては、建築協定に加わる事の合意を証する書類
 - (3) 当該土地の登記事項証明書又はこれに代わるもの
 - (4) 当該土地の位置を表示する図面
 - (5) 建築協定に加わろうとする者が土地の共有者であるときは、すべての土地の共有者の氏名及び住所を記載した書類
- 2 4欄は、法第75条の2第2項の規定により届け出る場合に記入してください。
- 3 ※印の欄には、記入しないでください。

第15号様式（第26条関係）

一人建築協定が効力を有することとなった旨の届

(あて先)茅ヶ崎市長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 年 月 日 </div> <div style="text-align: center;"> 届出者 住所又は所在地 氏名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 電話番号 () </div> <p>次の建築協定は、建築基準法第76条の3第5項の規定により効力を有することとなったので、関係図書を添えて届け出ます。</p>		
1 建築協定の名称		
2 建築協定の認可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
3 効力を有することとなった年月日	年 月 日	
4 効力を有することとなった土地	地名地番	茅ヶ崎市
	所有者	ふりがな 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 郵便番号 住所又は所在地 電話番号
※受付欄		※公告欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
担当者		担当者

- 備考 1 次に掲げる図書を添付してください。
- (1) 新たに土地の所有者等となった者の土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれらに代わるもの
 - (2) 当該土地の位置を表示する図面
- 2 4欄は、仮換地として指定された土地の場合には、仮換地の地名地番を記入してください。
- 3 4欄は、別紙に該当事項を記載して添付する場合には、記載を省略することができます。
- 4 ※印の欄には、記入しないでください。

誤記訂正・地番変更届

(あて先) 茅ヶ崎市建築主事 届出者 住所又は所在地 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)	年 月 日 ㊟
次のとおり 誤記訂正・地番変更 したいので、関係図書を添えて届け出ます。	

1 確認年月日及び番号	年 月 日 第	号
2 誤記訂正・地番変更の理由		

	【正】	【誤】
3 建築主等の住所又は所在地		
4 建築主等の氏名又は名称及び代表者氏名		
5 敷地の地名地番	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市
6 敷地面積	m ²	m ²
7 建築面積	m ²	m ²
8 延べ面積	m ²	m ²

	【新】	【旧】
9 敷地の地名地番	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市

※受付欄	※本件受理しました。 年 月 日 茅ヶ崎市建築主事 <div style="float: right; text-align: right;"> ㊟ </div>
------	---

- 備考
- 1 この届出書は、2通提出し、確認済証を添付してください。
 - 2 本人が自筆で氏名を記入したときは、押印を省略することができます。
 - 3 3欄、4欄において「建築主等」とは、建築主、設置者又は築造者とします。
 - 4 記入しない欄は、斜線で抹消してください。
 - 5 ※印の欄には、記入しないでください。

建築基準法第12条第5項の規定による報告書

年 月 日	
(あて先)茅ヶ崎市長 茅ヶ崎市建築主事 茅ヶ崎市建築監視員	報告者 住所又は所在地 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 電話番号 ()
建築基準法第12条第5項の規定により、工事の計画・施工の状況・調査・点検・検査について、次のとおり関係図書を添えて報告いたします。	
1 建築主、設置者、築造主又は建築物若しくは工作物の所有者、管理者、占有者	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 住所又は所在地 電話番号
2 設計者又は工事監理者 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 工事監理者	氏名 建築士事務所名 所在地 電話番号
3 工事施工者	氏名 営業所名 所在地 電話番号
4 確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
5 敷地の地名地番	茅ヶ崎市
6 敷地面積	m ²
7 主要用途	建築面積 m ²
8 用途地域	延べ面積 m ²
9 防火地域	構造
10 報告事項	階数 地上 地下 地上 地下
	最高高さ m m
	最高軒高 m m
	建ぺい率 % %
	容積率 % %
※受付欄	副本返却 年 月 日 受領者 ㊟

- 備考
- 1 この報告書は、必ず担当者と事前協議を行ってから提出してください。
 - 2 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 3 本人が自筆で氏名を記入したときは、押印を省略することができます。
 - 4 建築主等の欄は、建築物又は建築物の敷地の所有者、管理者、占有者又は建築主について記入することが出来ます。
 - 5 この報告書は、正副2通提出し、それぞれに建築物、工作物又は建築設備の工事計画、施工状況、調査、点検又は検査の状況報告に必要な図面その他必要書類を添付してください。
 - 6 この報告書の副本は、大切に保管してください。

建築基準法第12条第5項の規定による報告書

(あて先)茅ヶ崎市長 茅ヶ崎市建築主事	年 月 日
報告者 住所又は所在地 氏名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 電話番号 ()	
建築基準法第12条第5項の規定により、工事の計画・施工の状況・調査・点検・検査について、次のとおり関係図書を添えて報告いたします。	
1 建築主、設置者、築造主	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 住 所 電話番号
2 設計者又は工事監理者 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 工事監理者	氏 名 建築士事務所名 所 在 地 電話番号
3 工事施工者	氏 名 営業所名 所 在 地 電話番号
4 確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
5 敷地の地名地番	茅ヶ崎市
6 報告事項	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
※受付欄	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 2 報告者は、確認申請書に名義が記載されている方としてください。
 3 本人が自筆で氏名を記入したときは、押印を省略することができます。
 4 この報告書には、建築物、工作物又は建築設備の工事計画、施工状況、調査、点検又は検査の状況報告に必要な図面その他必要書類を添付してください。

建築基準法による命令の公告

建築物の所在地 茅ヶ崎市
命令を受けた者の氏名

この建築物は、建築基準法に違反しているので、 年 月 日、同法第9条第 項の規定に基づき次の事項を命じた。

命令した事項

年 月 日

茅ヶ崎市長

(注意)

- 1 この標識は、建築基準法第9条第13項の規定に基づき設置したものです。
- 2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがあります。
- 3 この命令に違反して工事を行った者は、法律により罰せられます。

- | | |
|-----------------|------------------|
| 水道 | 水道 |
| 4 電気 の供給を保留するよう | 電気 事業者に要請してあります。 |
| ガス | ガス |

- 備考 1 この標識は、地色は白色とし、文字の色は黒色とする。
2 この標識は、縦60センチメートル、横40センチメートルとする。

茅ヶ崎市建築確認等取扱規則

平成22年(2010年) 12月発行,

発行 茅ヶ崎市
編集 都市部建築指導課
〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
TEL 0467-82-1111 (代表) 内線2512
URL <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>
